平成二十四年七月二十四日

福岡県規則第三十七号

理

増

刊

(1)

第 成 三 Ŧ 四 рц [年七月] 百 + 1 깯 띠 号  $\mathbf{H}$ 

目 次

則 (三十七号)

規

○福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第三条第二 項

ただし書の標準処理日数等を定める規則を廃止する規則 人 事 課

「日数等を定める規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。 福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第三条第二項ただし書の標準処

規

則

福岡県知事

小 Ш

洋

平成二十四年八月一日から施行する。

の規則は、

附

則

平成 24 年 7 月 24 日

火曜日

日数等を定める規則

|岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第三条第二項ただし書の標準処

(平成二十三年福岡県規則第二号)

は、

廃止する。

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例第三条第二項ただし

の標準処理日数等を定める規則を廃止する規則

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒 812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028) [作成] 〒 812-0023 福岡市博多区奈良屋町 3 番 1 号 久 野 印 刷 株 式 会 社 (電話 092-262-5726)